

矯正局長  
殿  
仙台矯正管区長

福島刑務所長

自殺既遂事案速報（刑事施設）

1 事案発生日時及び概要

令和6年12月7日（土）午前7時51分頃、当所[ ]夜間勤務職員看守A（以下「A看守」という。）が[ ]を実施するため、[ ]階第[ ]室を視察した際、同室に収容されていた刑事被告人X（以下「事故者」という。）が、靴下とタオルを連結して、靴下側の一端を同室窓側にある鉄格子の最上部に結び付け、タオル側のもう一端を輪状にして、同輪の中に首を入れて、同窓を背にして立った状態で、い首しているのをA看守が発見し、直ちに非常ベル通報した。

同通報後、駆け付けた職員により、直ちに救命措置を講ずるとともに、同時57分頃、同所から119番通報し、外部医療機関に緊急搬送したものの、同日午後10時42分、同医療機関医師により死亡が確認されたもの。

なお、同日午前7時45分頃、A看守は、事故者が扉側に背を向けた状態で同室内東側窓前に座っているのを確認している。

2 関係者名等

(1) 身分

刑事被告人

(2) 氏名（性別）

[ ]（男）

(3) 生年年月日

[ ]生（2[ ]歳）

(4) 事件名

[ ]

(5) 入所の日

[ ]

(6) 入所度数

[ ]

(7) 所内における行状の良否

[ ]

(8) 住所

[ ]

(9) 本籍

[ ]

(10) 要注意者等の指定の有無

[ ]

3 推定事故原因

現在調査中である。

#### 4 事案に対し執った処置

- (1) 令和6年12月7日(土)午前7時51分頃、同通報により同室に急行した看守部長B(以下「B看守部長」という。)及び副看守長C(以下「C副看守長」という。)が入室した上、事故者の両脇を抱えて持ち上げ、看守D(以下「D看守」という。)が事故者の頸部に巻き付けてあった同タオルをはさみで切断しようとしたが、[REDACTED]、切断に至らなかった。
- (2) 同時52分頃、同じく同室に急行した監督当直者看守長E(以下「E看守長」という。)の指揮の下、D看守が同鉄格子に結び付けていた部分の靴下をはさみで切断し、事故者を仰向けに寝かせた上で意識レベルを確認するも、[REDACTED]している状況であったため、E看守長は、主任副看守長F(以下「F主任副看守長」という。)に119番通報を指示した上、直ちに事故者にAEDを装着し、胸部圧迫を開始したが、電気ショックの作動を要しないとの音声ガイダンスがあり、職員が交代した上で胸部圧迫を継続した。
- (3) 同時57分頃、F主任副看守長が119番通報した上、救急車を要請した。
- (4) 同8時4分頃、救急車が当所に到着した。
- (5) 同時5分頃、救急隊員が同室に到着し、その後、事故者をストレッチャーに乗せた上、同室から同救急車に搬送した。
- (6) 同時19分頃、当所から搬送先の外部医療機関に向けて同救急車が出発した。
- (7) 同時27分頃、同救急車が同医療機関に到着した。
- (8) 同時35分頃、事故者を[REDACTED]した。
- (9) 同時57分頃、福島地方検察庁に通報した。
- (10) 同9時1分頃、福島警察署に110番通報した。
- (11) 同時26分頃、[REDACTED]
- (12) 同日午後10時42分、同医療機関医師により、脳血流障害により事故者の死亡が確認された。
- (13) 同時48分、福島地方検察庁に通報した。
- (14) 同11時6分、福島警察署に通報した。
- (15) [REDACTED]
- (16) 同月8日(日)午前零時30分から同1時50分まで、同医療機関において、司法検視及び行政検視が実施され、[REDACTED]はなく、死因が脳血流障害であり、事件性は認められないことから、司法解剖は行う必要はないと判断された。
- (17) 同日午後1時27分、福島県記者クラブに本件事案を公表した。

#### 5 特別機動警備隊等の派遣の必要の有無及びその理由 無

#### 6 その他

- (1) 本件事案当日の収容人員は670名である。
- (2) 現在のところ、報道機関7社から取材があった。
- (3) 事故者の収容居室を検査するも遺書は発見されなかった。
- (4) [REDACTED]

